



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
(厚生労働一―四)

〔告 示〕

○アメリカ合衆国を原産地とする円すいこる軸受について関税率法第六條第一項の規定により報復関税を課することが決定された件
(財務二七九)

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件
(厚生労働四七四)

○派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(同四七五)

○日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(同四七六)

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件(農林水産二〇〇四)

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件(同二〇〇五)

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件(同二〇〇六)

○薬事法第四十三條第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件(同二〇〇七)

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件(国土交通九〇二)

○道路に関する件
(東北地方整備局二二七、二二八)

○道路に関する件
(北陸地方整備局八四)

○道路に関する件
(近畿地方整備局一六一―一六三)

○道路に関する件
(北海道開発局八三)

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人科学技術振興機構
札、独立行政法人日本貿易保険二〇一―年度財務諸表、平成二十三事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、全国社会保険労務士会連合会平成二十三年度決算、日本放送協会入札公告の訂正、司法書士名簿登録等、企業年金基金変更関係

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第百十四号
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二十七号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。
平成二十四年八月十日
厚生労働大臣 小宮山洋子

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則

目次中、「就業条件の整備等」を「保護等」に改める。

第一条第一項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改める。

第一条の二第一項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(関係派遣先への派遣割合の報告)

第十七条の二 法第二十三條第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書(様式第十二号の二)を厚生労働大臣に提出することにより行われなければならない。

第十八条中、「第二十三條第三項」を、「第二十三條第四項」に改め、同条の次に次の二條を加える。(情報提供の方法等)

第十八条の二 法第二十三條第五項の規定による情報の提供は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行われなければならない。

2 法第二十三條第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所(以下この項において、「一の事業所」という。)の当該事業に係る労働者派遣に関する料金の額の平均額(当該事業年度における派遣労働者一人一日当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額をいう。以下この条において同じ。)から派遣労働者の賃金の額の平均額(当該事業年度における派遣労働者一人一日当たりの賃金の額の平均額をいう。次項において同じ。)を控除した額を労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。ただし、一の事業所が当該派遣元事業主の労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行っている場合には、その範囲内において同様の方法により当該割合を算定することを妨げない。

3 法第二十三條第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働者派遣に関する料金の平均額
- 二 派遣労働者の賃金の平均額
- 三 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項